

【 健全化判断比率 】

(単位：%)

比 率	久万高原町	健全化判断基準		備 考
		早期健全化基準	財政再生基準	
1 実質赤字比率	— (△6.73%)	14.21	20.00	
2 連結実質赤字比率	— (△27.82%)	19.21	30.00	
3 実質公債費比率	11.5%	25.0	35.00	
4 将来負担比率	8.3%	350.0		

《 各比率の説明 》

1 **実質赤字比率**とは、普通会計（一般会計と凶荒予備事業会計）の実質収支が黒字か赤字かを表します。黒字の場合は「—」と表示しています。赤字の場合はその赤字額が標準財政規模の何%になるかを正の値で表します。下段には（ ）書で実質黒字額の標準財政規模に対する比率を負の値で表示しています。久万高原町の実質黒字額は441,881千円、標準財政規模額は6,563,045千円です。

$$\frac{\text{実質黒字額 } 441,881 \text{千円}}{\text{標準財政規模額 } 6,563,045 \text{千円}} = 6.73\% \quad (\Delta 6.73\%)$$

2 **連結実質赤字比率**とは、普通会計と公営企業会計を含む特別会計とを合わせた全会計の連結実質収支が黒字か赤字かを表します。黒字の場合は「—」と表示しています。赤字の場合はその赤字額が標準財政規模の何%になるかを正の値で表します。下段には（ ）書で実質黒字額の標準財政規模に対する比率を負の値で表示しています。久万高原町の普通会計の実質収支額や特別会計等の剰余額を合わせた連結実質黒字合計は1,825,948千円です。

$$\frac{\text{連結実質黒字額 } 1,825,948 \text{千円}}{\text{標準財政規模額 } 6,563,045 \text{千円}} = 27.82\% \quad (\Delta 27.82\%)$$

3 **実質公債費比率**とは、普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金（特別会計等が支払った元利償還金に充当された一般会計からの繰出金や負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子）の、標準財政規模に対する比率を表します。

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

平成 25 年度	分子	691,838	=	12.13587	} 3ヶ年平均 = 11.5%
	分母	5,700,771			
平成 26 年度	分子	650,893	=	12.03719	
	分母	5,407,349			
平成 27 年度	分子	560,882	=	10.42226	
	分母	5,381,578			

4 **将来負担比率**とは、一般会計や特別会計等に加え、地方公社や第三セクター等も対象として、将来一般会計が負担すべき負債が、標準財政規模の何%になるかを表します。

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = \frac{449,419}{5,381,578} = 8.3\%$$

※ 実質収支額とは、その年度の歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を引いたものです。標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる一般財源の総額をいいます。